

2022年5月25日

各位

会社名 PHCホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮崎 正次
(コード：6523、プライム市場)
問合せ先 経営管理部 部長 木村 正志
(TEL. 03-5408-7280)

当社独立社外取締役向けストック・オプション制度の導入(詳細決定)に関するお知らせ
(定時株主総会付議議案)

当社は、2022年2月1日付「当社独立社外取締役向けストック・オプション制度の導入に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社独立社外取締役に対する新たな報酬として、ストック・オプション制度の導入を本年開催予定の当社第9期定時株主総会に付議することを決議しておりましたが、当該付議議案の内容について、本日、当社取締役会で決議しましたので、お知らせします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する理由

ストック・オプションの価格は、当社株価に連動するものであることから、業績連動報酬の一部として当社独立社外取締役へ付与することにより、当社取締役が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆さまと共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えています。

2. スtock・オプションの内容

(1) 新株予約権の数の上限

600個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、付与株式数は100株とします。

ただし、本議案の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下株式分割の記載につき同じです。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、当社取締役会が新株予約権の発行を決議した日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）の金額とします。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使による場合を除きます。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から10年間以内で、当社取締役会が定める期間とします。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、割当日から3年間で当社取締役会が定める期間（以下、「ベスティング期間」といいます。）が経過した後に、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のうち当社取締役会が定める個数について権利が確定するものとし、（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」といいます。）、新株予約権者は、ベスティングされた新株予約権のみを行使することができるものとします。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員

の地位を失った場合（新株予約権者が、当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位を退任した場合を除きます。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとします。また、当社取締役会は、相当と認めた場合には、ベスティング期間の経過前にベスティングを決定することができるものとします。

② その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定めます。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

①新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができるものとします。

(9) マルス・クローバック条項

新株予約権者に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権の一部若しくは全部の行使の停止若しくは無償取得（マルス）、又は、新株予約権者に付与した新株予約権相当の金銭の返還請求等（クローバック）をすることができるものとします。

(10) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権のその他の内容等については当社取締役会の決議において定めます。

以上